

第5回総会 令和5年10月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、10月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

また、相続届出3件、使用貸借合意解約1件、賃貸借合意解約12件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長 ただ今から令和5年度第5回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員15名 推進委員16名、合計31名の出席であります。本日の議案件数であります、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11番 ○○委員、27番 ○○委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第18号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページのとおり申請件数は2件であります。

1番を説明します。受人：南方の○○、渡人：南方の○○、○○、申請地：大字南方字○○番1外2筆、登記・現況ともに田、面積2,003㎡、申請事由：工場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、工場の建設、車両置場の造成であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

4番 今回は、20番 ○○委員と私(4番 ○○委員)が会長の命を受けまして、10月18日、午前9時00分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第5条2件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さま

のご審議をよろしくお願いいたします。

20 番 1 番を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約 200mの所にある農地です。申請人の〇〇が〇〇さん、〇〇さんから、売買による所有権の移転を受け、規模拡大の目的で工場、車両置場を建設するために申請されたものです。東側は水路を挟んで宅地、西側は田、南側は田、北側は水路を挟んで宅地となっております。雨水又は事業に伴う生活排水については敷地内の 2 つの浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、敷地西側、南側にコンクリートブロックで塀を設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡大であることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は委員の説明にもありましたとおり、第 1 種農地となりますが、隣接する〇〇の敷地が 4,300 m<sup>2</sup>であり、拡大が今回 2,000 m<sup>2</sup>であり 2 分の 1 以内となるため第 1 種農地の既存施設の拡大に該当する案件です。用地取得費は〇〇万円です。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

16 番 修理工場ですが油等の処理はどのように行うのでしょうか。

事務局 東側に土地改良区の排水路があります。油等を浄化槽で処理した後、排水路に流すとのことです。

議 長 ほかにありませんか。

31 番 排水路と工場の上に改良区の農道があると思うが、どうすると言われてましたか。

事務局 農道はそのままで利用し、そのことに対し改良区の意見書、同意書も添付されております。

議 長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：中妻の〇〇、申請地：中妻〇〇番外1筆、登記：田・現況：畑2筆、面積736㎡、申請事由：集合住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は集合住宅の建築であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 2番を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約200m程進んだところの農地です。申請人の〇〇さんが〇〇さんより売買による所有権移転を受け、共同住宅を建築するために申請されたものです。東側は用水路、西側は宅地、南側は市道、北側は市道となっております。雨水は建物側は南側の側溝に流し、駐車場側は北側側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロックとフェンスを設置し防ぐとのこと。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ております。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買価格は〇〇万円です。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～3 ページの通り、申請件数は 6 件と追加議案の 1 件で計 7 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：川南町の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1 外 3 筆、登記・現況ともに田 2 筆、登記・現況ともに畑 2 筆、面積 2,285 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 1 番を説明します。今回の申請は川南町の渡人から、金倉集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 100m のところにある農地です。受人は水稻や野菜を 60a 作付けされています。申請地には野菜を作付けする予定で農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1

台、田植機1台、軽トラ1台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額で〇〇万円です。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：愛知県の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積980㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17番 2番を説明します。今回の申請は愛知県の渡人から、岩崎集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇公民館の南東約200mのところにある農地です。受人はスイートコーンや野菜を作付けされています。農機具はトラクター1台、軽トラ1台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番外1筆、登記：田・現況：畑1筆、面積1,222 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 3番を説明します。今回の申請は〇〇集落の渡人から、〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約300mのところにある農地です。受人はスイートコーンや野菜を作付けされています。農機具はトラクター1台、軽トラ1台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10a当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番の説明をお願いします。

局長 4番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,031㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5番 4番を説明します。今回の申請は調殿集落の渡人から、右松の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇集落から西へ約1kmのところにある農地です。受人は水稻やWC Sを90a作付けされています。申請地にはイタリアンを作付けする予定で農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター1台、軽トラ1台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10a当たり〇〇万円です。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5番の説明をお願いします。

局長 5番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,013㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 この案件は地元委員が私となりますので、私から確認事項の説明を行います。

16 番 5 番を説明します。今回の申請の渡人と受人は兄妹です。父から贈与を受けた農地を兄へ贈与する所有権移転となります。申請地は〇〇集落から西へ約 150mのところにある農地です。受人は水稲やW C S を 90a 作付けされています。申請地にはハウスが建っており、ニラ農家へ貸しており、今後も貸し続けるとのこと。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番を説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 外 12 筆、登記・現況ともに田 8 筆、登記・現況ともに畑 5 筆、面積 4,840 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 6 番を説明します。今回の申請は黒生野の〇〇さんから、息子への経営継承のための贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇公民館周辺や高速インター西側にある農地です。受人は水稲やピーマンを約 430a 作付けされています。農機具はトラク



ター、軽トラ等、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積7,594㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17番 7番を説明します。今回の申請は〇〇集落の渡人から、〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇の南、100～200mのところにある農地です。受人はスイートコーンやWCSの作付や繁殖牛をされています。申請地にはWCSを作付けされる予定であることを確認しています。農機具はトラクター3台、田植機1台、軽トラ1台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10a当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

32 番 価格的にあっせんでの売買はできなかったのですか。

事務局 受人が認定農業者ではないことから3条での申請となっております。

議 長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第20号農業経営基盤強化促進法<sup>ふそく</sup>附則第5条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第20号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認につきまして説明します。まず、議案書4~5ページの所有権移転分5件を説明させていただきます。

1番 受人：加勢の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積3,462㎡です。

2番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1外4筆、登記・現況ともに田、面積5,956㎡です。

3番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字鹿野田字〇〇番外6筆、登記・現況ともに田、面積7,832㎡です。特例事業による公社売渡です。

4番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,632㎡です。

5番 受人：三納の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・

現況ともに田、面積 2,607 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 11 月 6 日を予定しております。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局

議 長 1 番から 5 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、議案書 7～9 ページの賃借権設定分 4 件を申請番号順に説明させていただきます。

1 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 351 m<sup>2</sup>、令和 5 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

2 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,645 m<sup>2</sup>、令和 5 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

3 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登

記・現況ともに田、面積 1,045 m<sup>2</sup>、令和 5 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

4 番 受人：平郡の〇〇、渡人：愛知県の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 4,440 m<sup>2</sup>、令和 5 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 11 月 6 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 4 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 21 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 21 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 10～から 25 ページのとおり 26 件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、転貸人：宮崎市の公益社団法人宮崎県

農業振興公社、申請地：大字右松字〇〇番外 9 筆、登記・現況ともに田、面積 7,684 m<sup>2</sup>、令和 5 年 12 月から 10 年間の使用貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 代表 1 の説明がありましたが、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

---

協 議 会

---

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 16 時 55 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_

27 番 \_\_\_\_\_